

教育研究評議会議事録

平成25年10月9日（水）
15時30分から16時48分まで
事務局第1会議室

議事

I 教育研究評議会議事録（9月11日開催）の確認

II 協議事項

- 1 国立大学法人山形大学における新規採用教員のスタートアップ支援制度に関する規程の制定について
- 2 山形大学職務発明規程第9条第3項に基づく異議申立書について
- 3 4学期制について

III 報告事項

- 1 アドバイザリーボード会議について
- 2 学生不祥事防止検討プロジェクトチームからの検討結果の報告について

IV その他

- 1 山形大学開学記念日の学生フォーラムについて

出席者

議長	結城章夫	(学長)			
理事	小山清人	北野通世	安田弘法	柴崎孝	
評議員	北川忠明	阿部宏慈	(人文学部)		
	須賀一好	佐々木正彦	(地域教育文化学部)		
	玉手英利	鶴浦啓	(理学部)		
	藤井順逸代理	細矢貴亮	(医学部)		
	飯塚博	森秀晴	(工学部)		
	西澤隆	夏賀元康	(農学部)		
	久保田功	(附属病院長)			
	渡邊洋一	(基盤教育院長)			
監事	斎藤亮一	三浦正昭			

欠席者 深尾 彰 山下英俊 (医学部)

列席者 総務部長 企画部長 財務部長 施設部長 EM部長
医学部事務部長 工学部事務部長 医学部事務部副部長
渉外課長 政策課長 小白川キャンパス事務部総務課長
図書課長 人文学部事務長 地域教育文化学部事務長
理学部事務長 農学部事務長 監査室長

I 教育研究評議会議事録(9月11日開催)の確認

平成25年9月11日(水)開催の教育研究評議会議事録が確認された。

II 協議事項

1 国立大学法人山形大学における新規採用教員のスタートアップ支援制度に関する規程の制定について

北野理事から、本件については、本学における新規採用若手教員のスタートアップ支援制度に関し必要な事項を定めるものであり、前回の本会議で各学部を持ち帰り検討いただき、提出された意見・要望等を取り入れて修正した旨、資料1に基づき説明があった。

引き続き、概ね次のような意見交換があった。

- ・本制度の適用は強制的なものなのか。(西澤農学部長)
- ・本制度を適用するかどうかは学部の判断となる。ただし、本制度を適用とした採用とする場合は本人の同意が必要となる。(北野理事)
- ・本制度での採用に係る公募要項の表示のうち、教育経験の多い少ないについてはどの様に表示すればよいか、また、学部ではどの様に判断すればよいか。

(西澤農学部長)

- ・「教育経験の少ない方には、本制度を適用する場合がある」など表示方法に工夫をする必要がある。また、経験の多い少ないについては各学部で判断願うことになる。(北野理事)
- ・本学部では規程に対して異論はないが、個別契約任期付教員は欧米でできた制度なので日本にはなじんでいないという意見がある。また、教員養成の学部なので適用しにくいのが現状である。(須賀地域教育文化学部長)
- ・適用教員の範囲で、准教授は不要ではないか。(北川人文学部長)
- ・学部の判断で適用願うことになる。(北野理事)
- ・採用後3年目の適任審査前に退職することはできるのか。(北川人文学部長)
- ・職業選択は自由なのでやむを得ない。(北野理事)
- ・採用後5年目の適任審査で適任でない場合はどうなるのか。(飯塚工学部長)
- ・適任審査は学部の判断なので、本学としてはその決定に従うことになるが、適任でない場合は任期満了ということになる。(北野理事)
- ・来年度はどのくらいの人数を想定しているのか。(久保田附属病院長)
- ・全学で10名程度と考えている。(北野理事)
- ・本制度が適用された場合でも、従来のスタートアップ支援制度は継続できないのか。(北川人文学部長)
- ・予算上無理である。(北野理事)
- ・平成26年4月1日付け採用者から適用とあるが、前倒しはできないか。(玉手理学部長)
- ・予算確保の関係からできない。(北野理事)
- ・公募要項に明記が原則であるが、明記しない公募でも本人との了承のもと適用してもいいか。(須賀地域教育文化学部長)
- ・学部の判断で本人の同意があれば適用して差し支えない。(北野理事)
- ・年度途中の採用について、適任審査は年で区切って審査することでいいのか。(西澤農学部長)
- ・年度の途中で審査してかまわない。(北野理事)

次いで、結城学長から、本件について諮られた結果、提案のとおり了承された。

2 山形大学職務発明規程第9条第3項に基づく異議申立書について

安田理事から、本件については、知的財産本部に提出された発明等届出書の認定及び決定を不服として、山形大学職務発明規程第9条第3項に基づき本会に対して異議申し立てがあった事案である旨、資料2に基づき説明があった。

次いで、結城学長から、本件については、適正且つ公正な審議を行うため本会のもと調査委員会を設置することとし、委員会の構成については北野理事を座長に、理学部の鶴浦評議員、医学部の細矢評議員及び工学部の森評議員に依頼したい旨諮られた結果、了承された。

なお、第一回目の調査委員会を本会議終了後に開催することが確認された。

3 4学期制について

小山理事から、本件については、各大学で検討されている4学期制に関する本学の今後の在り方について審議願うものである旨、口頭により説明があった。

次いで、小山理事から、本件については、本会のもとにワーキンググループを設置して検討することとして、検討結果をもとに改めて審議願いたい旨の提案があり、ワーキンググループの構成員については、基盤教育院と各学部から1名推薦いただきたい旨の依頼があった。

次いで、結城学長から、本件について諮られた結果、提案のとおり了承された。

II 報告事項

1 アドバイザリーボード会議について

小山理事から、8月30日に農学部で開催された山形大学の学士課程教育に係るアドバイザリーボード会議について、資料3に基づき報告があった。

2 学生不祥事防止検討プロジェクトチームからの検討結果の報告について

小山理事から、平成25年2月に設置された山形大学学生不祥事防止検討プロジェクトチームの検討結果についての概要説明があった。

次いで、本チームの座長である理学部の小倉教授から、資料4に基づき詳細な報告があった。

なお、本事案については、10月15日開催の学長定例記者会見で発表する旨説明があった。

IV その他

1 山形大学開学記念日の学生フォーラムについて

小山理事から、開学記念日に開催する学生フォーラムについて、資料5に基づき説明があった。

2 次回開催日について

次回は、平成25年11月13日（水）に農学部にて開催することになった。

配付資料

資料1 国立大学法人山形大学における新規採用教員のスタートアップ支援制度に関する規程の制定について

資料2 山形大学職務発明規程第9条第3項に基づく異議申立書について

資料3 山形大学における学士課程教育及び大学院教育の充実に向けて(報告)

資料4 山形大学学生不祥事防止検討プロジェクト・報告書(概要)

資料5 山大闘論!